

防整施第17665号
27.11.6

大臣官房会計課長
整備計画局施設整備官
整備計画局施設技術管理官
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部計画部事業計画課長
防衛装備庁長官官房会計官
殿

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

自らの雨水の利用のための施設を設置する防衛施設について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので、これにより実施されたい。

なお、自らの雨水の利用のための施設を設置する防衛施設について（防経施第11681号。27.7.24）は廃止する。

添付書類：別紙
写送付先：地方協力局労務管理課長

自らの雨水の利用のための施設を設置する防衛施設について

雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）第10条第1項の規定に基づき、国及び独立行政法人が建築物を整備する場合（米軍施設は除く。）における自らの雨水の利用のための施設（以下「施設」という。）の設置に関する目標を達成するために、同法第7条第1項の規定に基づき基本方針（以下「基本方針」という。）が制定されたため、防衛施設の整備における必要な細部事項を定めたものである。

1 趣旨

要求機関は、本通知に基づき、施設の設置に当たっては、建築物等の構造や敷地等の条件のほか、コストや地域性に加え部隊の運用、設置により追加となる工期等に十分配慮した上で施設の設置を推進する。

2 施設を設置する防衛施設の考え方

（1）建築物を新たに建設する場合

ア 地下階を有するなど、その最下階床下に雨水を貯留することが可能な空間を有する建築物でかつ、延床面積の合計が1万m²以上の司令部庁舎等については、原則、設置を検討する。

イ 基本方針で例示された、施設の設置が困難又は不適当な建築物の防衛施設における具体例は以下のとおりとする。

- ・ 「倉庫等で入居者や外来者が少なく、相当程度の雨水の利用を自ら行うことが想定されない建築物」に相当するものは、倉庫・格納庫・体育館等大規模な空間を有する建築物とする。
- ・ 「小規模な建築物、集合住宅等でその構造や空間構成上、雨水の利用のための施設の設置が困難な建築物」に相当するものは、警衛所・予備発室・通信局舎等の小規模な建築物及び宿舎等の建築物とする。
- ・ 「病院等で清浄な水を必要とするほか、利用者の健康面への配慮から、環境衛生上、雨水の利用が不適当な建築物」に相当するものは、病院・医務室・食堂等の建築物とする。

ウ その他の建築物については、諸条件を考慮し可能であれば設置を検討する。

（2）既存の建築物を新たに改修する場合

既存の建築物で、雨水利用設備や最下階床下に雨水を貯留することが可能な空間を有する建築物は、2(1)に準じて、原則、設置を検討する。その他の建築物は、諸条件を十分に考慮し可能であれば設置を検討する。

3 施設の設置検討結果の通知

要求機関は、2に従い施設の設置を検討した結果、設置が困難と判断した場合については、施設計画課施設政策室と調整の上、施設計画課長に対しその結果を通知されたい。

4 施設の設置に要するコストの検討及び実施の可否の通知

施設の設置にあたっては、実施設計において設置費に加え、ライフサイクルコストを考慮したコスト比較を行なうものとする。

要求機関は、コストの検討を踏まえ、実施の可否を施設計画課長に対し通知されたい。